

## 社会福祉法人若葉会役員の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会定款第22条に定める役員の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員が法人業務（経営管理）に従事したときは、別表第1に定める日額報酬を支給する。ただし、園長を兼ねる理事には支給しない。

### (費用弁償)

第3条 役員が法人業務に従事し、若しくは会議に出席したときは日額費用弁償を、また、職務遂行のため旅行した場合は費用弁償としての旅費を、別表2により支給する。

2 前項に規定する業務のため旅行したときの旅費の支給については、社会福祉法人若葉会旅費規程を準用する。

### (実施規定)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から改正実施する。

この規程は、平成28年4月1日から改正実施する。

この規程は、平成29年6月8日から改正施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	支 給 区 分	報 酬 額
理 事 監 事	日 額	5,000円

別表第2（第3条関係）

区分	日 額 費 用 弁 償	旅 費					
		鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料
理 事 監 事	5,000円	社会福祉法人若葉会旅費規程の計算の例による					